

大阪市告示第419号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開館及び供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和7年3月26日

大阪市長 横山英幸

1 臨時開館

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 浪速屋内プール 水泳場	令和7年4月7日（月）	午後4時40分から 午後8時まで
	令和7年4月14日（月）	
	令和7年4月21日（月）	
	令和7年4月28日（月）	
大阪市立 浪速屋内プール アイススケート場	令和7年4月7日（月）	午前6時15分から 午後11時45分まで
	令和7年4月14日（月）	午前8時から 午後11時45分まで
	令和7年4月21日（月）	午前8時15分から 翌日午前0時15分 まで
	令和7年4月28日（月）	午前8時から 翌日午前0時15分 まで

2 供用時間の変更

施設名	年 月 日	供用時間
	令和7年4月5日（土）から 同月6日（日）まで	

大阪市立 浪速屋内プール 水泳場	令和 7 年 4 月 12 日（土）から 同月 13 日（日）まで	午前 8 時 30 分から 午後 9 時まで
	令和 7 年 4 月 19 日（土）から 同月 20 日（日）まで	
	令和 7 年 4 月 26 日（土）から 同月 27 日（日）まで	
大阪市立 浪速屋内プール アイススケート場	令和 7 年 4 月 1 日（火）から 同月 3 日（木）まで	午前 6 時 30 分から 翌日午前 0 時 15 分 まで
	令和 7 年 4 月 4 日（金）から 同月 6 日（日）まで	午前 6 時 15 分から 翌日午前 0 時 15 分 まで
	令和 7 年 4 月 8 日（火）	午前 6 時 15 分から 翌日午前 2 時まで
	令和 7 年 4 月 9 日（水）	午前 6 時 15 分から 午後 11 時 45 分まで
	令和 7 年 4 月 10 日（木）	午前 8 時 45 分から 翌日午前 2 時まで
	令和 7 年 4 月 11 日（金）から 同月 13 日（日）まで	午前 6 時 15 分から 翌日午前 0 時 15 分 まで
	令和 7 年 4 月 15 日（火）	
	令和 7 年 4 月 16 日（水）	午前 6 時 15 分から 午後 11 時 45 分まで
	令和 7 年 4 月 17 日（木）	午前 8 時から 翌日午前 0 時 15 分 まで

令和 7 年 4 月 18 日（金）から 同月 20 日（日）まで	午前 6 時 15 分から 翌日午前 0 時 15 分 まで
令和 7 年 4 月 22 日（火）	午前 6 時 15 分から 翌日午前 2 時まで
令和 7 年 4 月 23 日（水）	午前 6 時 15 分から 翌日午前 0 時 15 分 まで
令和 7 年 4 月 24 日（木）	午前 8 時から 翌日午前 2 時まで
令和 7 年 4 月 25 日（金）	午前 6 時 15 分から 午後 11 時 45 分まで
令和 7 年 4 月 26 日（土）	午前 6 時 15 分から 翌日午前 0 時 15 分 まで
令和 7 年 4 月 27 日（日）	午前 6 時 15 分から 午後 10 時 30 分まで
令和 7 年 4 月 29 日（火）	午前 6 時 30 分から 翌日午前 0 時 15 分 まで
令和 7 年 4 月 30 日（水）	午前 6 時 15 分から 翌日午前 0 時 15 分 まで

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）